

公共図書館での健康・医療情報サービスにおける 免責事項揭示への疑問

— 公共図書館での事例からみえてきたあるべき姿への提言 —

西河内靖泰¹⁾, 石井保志²⁾

¹⁾広島女学院大学, 全国肝臓病患者連合会

²⁾健康情報棚プロジェクト

「健康・医療情報サービス」の専用コーナーを設置している図書館（特に公共図書館）で「免責事項（商品やサービスの提供者が、不測の事態が生じた場合に責任を免れる事項：『実用日本語表現辞典』）」を掲示するところが結構みられます。これは最初にサービスを始めた図書館が海外の先行事例を参考に掲示したことから、後に続く図書館が当然のこととして行っているためようです。

発表者の一人である西河内は、長年患者会活動に取り組んできましたが、その立場からみると図書館での健康・医療情報の提供サービスが「免責事項」とセットにされていることについて、疑問を感じざるを得ません。いくつかの事例を調査しますと、ことさらに「医療」を特別視しているようにみえるのです。

私（西河内）も公共図書館員でしたから、その立場から勘ぐってしまえば、「免責」を掲げるのは、図書館が提供した健康・医療に関連した資料について、利用者からのクレームを想定して（例えば、民間療法の本を信じて実践して重篤な健康被害を被った、数年前の医学書に載っている古い治療法を選択してしまったなど）予め責任追及されないように釘を刺しておくためのものではないかと思ってしまう。言い方が悪いかもしれませんが、自分たちの「責任のがれ」のためとしか思えないのです。

図書館の「自由宣言」には「図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつても、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない」とあります。「本を読んで判断するのは、あくまで読者自身の責任である」が、図書館の立場であるはず。提供資料の内容に関して、必ずしも図書館がお墨付きを与えているわけではないことは、図書館としては自明だと思っていました（わざわざ、犯罪の手口が載っているからといって推理小説の内容に「責任持てません」と掲示する図書館があるでしょうか）。

でも、健康・医療情報の提供になると、ことさら「免責事項」の掲示をするのは、なぜでしょうか。その疑問に答えてくれるような納得のいく論考は残念ながら、見当たりませんでした。さらに、これらの是非が現場では論じられたことはほとんどありませんでした。健康・医療情報サービスの広がり願って来た者として、この状態は好ましいものとは思えません。患者・市民からみたら、「免責事項」を掲げる図書館は、自ら信頼される図書館から背を向けているようにみえるのです。

ここで、私たちは、公共図書館が健康・医療情報サービスにおいて「免責事項」を掲示することへの疑問を提起し、その背景を探り、どうあるべきなのかについて、提言していきたいと思えます。